

議第194号

平成24年度滋賀県病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成24年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 19,164,438	千円 1,097	千円 19,165,535
	1 医業収益	16,345,426	599	16,346,025
	2 医業外収益	2,613,112	378	2,613,490
	3 附帯事業収益	205,900	120	206,020

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 19,075,438	千円 159	千円 19,075,279
	1 医業費用	18,248,034	279	18,247,755
	3 附帯事業費用	205,900	120	206,020

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(資本的収入額 2,551,000千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額 1,122,027千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 3,673,000	千円 27	千円 3,673,027
	1 建設改良費	1,963,331	27	1,963,358

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 8,887,842	千円 132	千円 8,887,710

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子